新潟市経済社会再興本部設置要綱

(設置)

第1条 新型コロナウイルス禍の中、緊急事態宣言が解除されたものの、まだ油断できない状況が続いており、以前の日常生活に戻るまでの道のりはまだ長いことが見込まれる。いのちを守るためにも、まずそれを支える本市経済を回復することが重要との認識のもと、感染防止と経済活動の両立への歩みを確かなものとするために、実効性の高い時期に相応しい内容と規模で経済対策を打ち、効果的かつ着実に推進する体制を強化するため、経済社会再興本部(以下、「本部」)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1)「経済社会再興」に係る施策の立案、検討、実施の決定に関すること。
 - (2)「経済社会再興」に係る関係部課相互の調整に関すること。
 - (3) その他、本部長が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長を充てる。代位順位は、あらかじめ本部長が 定める。
- 3 本部員は、市長、副市長、政策企画部長、統括政策監、総務部長、財務部長、危機管理監、保健衛生部長、文化スポーツ部長、観光・国際交流部長、経済部長、農林水産部長を充てる。
- 4 本部長はその他必要と認める場合は、本部員に関係部長を追加できるものとする。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、本部を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき、又は本部長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

- 第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- 2 本部長が必要と認めるときは、本部の会議に本部構成員以外の者の出席を求め、 説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、政策企画部政策調整課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。